基山町農業委員会会議録

令和元年12月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を 開催する。

出席者	11名	欠席者	3名	
-----	-----	-----	----	--

番委員	委	員	氏	名	出 欠	番委員	委 員 氏 名 出 欠
1	大	村		廣	出席	8	大 久 保 敏 幸 出席
2	水	田	久	男	出席	9	簑 原 茂 行 欠席
3	藤	田	俊	_	出席	1 0	茂 木 清 三 郎 出席
4	木	原	秀	樹	出席	1 1	坂 本 勇 一 出席
5	熊	本	富	雄	欠席	園部	松野孝敏出席
6	井	上	忠	雄	出席	宮浦	吉 田 猛 欠席
7	酒	井	敏	幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽 出席

本会の書記 上田 智子

審議事項

第 30 号議案	農地法第5条の規定による許可申請	2件
第 31 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	16 件
第 32 号議案	空家に付随した農地指定申請	1 件
報告第 31 号	農地法第4条の規定による届出受理の取消願	1 件
報告第 32 号	農地法第5条第1項第6項の規定による農地転用届出受理報告	1 件
報告第33号	農地法第 18 条の規定による届出受理報告	5件

審議開始 9時00分 審議終了 11時00分

令和元年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議長

只今から、令和元年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署 名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第30号議案農地法第5条の規定による許可申請が あったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第30号議案1番朗読

この件につきましては、新規事業のため駐車場の拡張が必要となり、隣接する農地を転用するものです。転用する農地の面積は484㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。その他の候補地について、検討されま したが、米の作付けをされるとのことでこの土地を選定されています。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、さかい胃腸・内視鏡内科クリニックの東側の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

路上駐車で近所周辺に迷惑をかけることが無いように駐車場の拡張をされま す。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第30号議案1番について認 定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第30号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第30号議案2番について許可を求めます。事務局から説明をお願い します。

事務局 第30号議案2番朗読

この件につきましては、新規事業のため駐車場の拡張が必要となり、隣接する農地を転用するものです。転用する農地の面積は2,407㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。また、排水同意書も取られています。その他の候補地について、検討されましたが、米の作付けをされるとのことでこの土地を選定されています。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、つみとり観光農園ミキファームきやまの東側の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

排水同意書、隣接同意も取られています。水利責任者の許可もいただいています。

3番委員

観光農園には大型車は入れないと聞きました。 油タンク等がありますが事故等があった場合、責任はだれがとりますか。

議長

油タンク等の事故があった場合は、管理者が責任をとり、いたずらで事故が あった場合はいたずらした方の責任と思います。

1番委員

油タンクを設置している場所は、今回審議している駐車場の反対側にあり水利には関係ないと思います。

また、油タンクは既存の施設ですので、何かあった場合は施設の代表者に責 任があると思います。

議長

自動車についてですが、通行制限はできないと思います。

3番委員

農繁期の大型車の通行はどうしますか。

1番委員

施設の責任者に確認したところ、地元優先との回答をいただいています。 また、観光農園を開園中はガードマンを雇い交通整理をし、大型車の乗り入 れについても交通整理をすると担当者から聞いています。

8番委員

農地を転用する書類がそろっている以上は事務局が審査し農業委員会での審 議になると思います。

3番委員

駐車場開発に伴い2,000㎡以上に対して開発の届出がいるのではないでしょうか。

事務局

開発の届出についてですが、定住促進課都市計画の担当者に確認しましたと ころ調整区域の駐車場に建物を建てないのであれば届出は必要ではありません。

3番委員

駐車場は砂利敷きですか。

事務局

砂利敷きと聞いています。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第30号議案2番について認 定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第30号議案2番は、賛成多数で認定します。

次に、第31号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので 計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第31議案1番朗読

この件につきましては、兼業による経営の縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区引地集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

家族で農業をされますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第31号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

また、長野・小倉推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室を お願いします。

長野・小倉推進委員退室

事務局 第31号議案2番朗読

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。 期間は3年です。場所は、7区長野集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

農業機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案2番は、全員一致で決定します。 次に、第31号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

長野 · 小倉推進委員入室

事務局 第31号議案3番朗読

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。 期間は3年です。場所は、7区南奈良田集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進委員

農業の規模拡大を考えておられますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第31号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第31号議案4番朗読

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。 期間は3年です。場所は、7区北奈良田集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野 · 小倉推進委員

農業機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第31号議案5番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。 期間は5年です。場所は、7区野口集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進委員

農業機械も所持され農業も手広くされていますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第31号議案6番朗読

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。 期間は5年です。場所は、7区長野集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進委員

農業の規模拡大を考えておられますので、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第31号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

また、8番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

8番委員退室

事務局 第31号議案7番朗読

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。 期間は10年です。場所は、6区池の坂集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

13名の会員でオリーブの栽培を進めています。オリーブの木を50本植樹し5年後に収穫の予定です。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案7番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案8番から11番まで再設定ですので一括して上程します。 事務局から説明をお願いします。

8番委員入室

事務局 第31号議案8番から11番再設定のため朗読省略

8番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は1筆当たり5,000円です。場所は、5区伊勢山 集落にある圃場です。

9番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は1筆当たり1,000円です。場所は、5区伊勢山 集落にある圃場です。

10番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は全筆当たり水稲30kgです。場所は、1区南脇田集落にある圃場です。

11番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。 期間は3年です。場所は、2区小松集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番につきましては、農業機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

6番委員

9番につきましては、農業機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

3番委員

10番につきましては、農業は手広くされていますので、問題ないと思われます。

1番委員

11番につきましては、野菜を栽培されていますので問題ないと思われます。

議長

意見がないようでしたら第31号議案8番から11番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案8番から11番については、全員一致で決定します。

次に、第31号議案12番については、1番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

1番委員退室

事務局 第31号議案12番再設定のため朗読省略

12番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。 期間は3年です。賃借料は1筆当たり水稲30kgです。場所は、2区皮籠石集 落ある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業は手広くされていますので、問題ないと思われます。

議長

他に意見はありませんか。意見がないようでしたら第31号議案12番について計画決定したいと思いますが、 賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第31号議案12番については、全員一致で決定します。

次に、第31号議案13番から16番について再設定ですので一括して上程 します。事務局から説明をお願いします。

1番委員入室

事務局 第31号議案13番から16番は再設定のため朗読省略

13番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、1区鎌浦集落にある圃場です。

14番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は1筆当たり水稲30 kgです。場所は、大興善寺駐車 場北側付近にある圃場です。

15番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。 期間は5年です。場所は、大興善寺駐車場東側付近にある圃場です。

16番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、大興善寺駐車場北側付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

13番につきましては、農業は手広くされていますの、問題ないと思われます。

14番につきましては、マコモダケ等手広く栽培されていますので、問題ないと思われます。

1番委員

15番につきましては、農業は手広くされていますの、問題ないと思われます。

1番委員

16番につきましては、野菜を栽培されていますの、問題ないと思われます。

議長

他に意見はありませんか。意見がないようでしたら第31号議案13番から 16番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第31号議案13番から16番については、全員一致で決定します。

次に、第32号議案空家に付随した農地指定申請があったので指定の決定を 求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第32号議案1番朗読

この件につきましては、基山町空家に付随した農地の別段面積取扱要綱第5条の規定に基づき申請がありました。場所は、4区公民館北側付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

空家に隣接した農地は草刈りもされ管理されています。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第32号議案について決定した いと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第32号議案は、全員一致で決定します。

次に、報告第31号農地法第4条の規定による届出受理の取消願について届 出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第31号議案1番朗読

この件につきましては、取消願が令和元年10月25日付けで届出がありましたので、受理しております。12区玉虫集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

議長

意見がないようですので報告第31号を終わります。

次に、報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第32号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域の畑に資材置場に転用するものです。令和元年11月8日付けで受理通知書を送付しております。場所は3区白土集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので報告第32号を終わります。

次に、報告第33号農地法第18条の規定により合意解約の届出がありましたので一括して受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第33号1番から5番朗読

1番につきましては、借人の要望による解約です。令和元年11月21日付けで受理通知書を送付しております。

2番につきましては、借人の要望による解約です。令和元年11月21日付けで受理通知書を送付しております。

3番につきましては、貸人の要望による解約です。令和元年11月21日付けで受理通知書を送付しております。

4番につきましては、貸人の要望による解約です。令和元年11月21日付けで受理通知書を送付しております。

5番につきましては、貸人の要望による解約です。令和元年11月21日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第33号を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業 委員会を閉会します。

令和元年12月3日

署名人

議 長

委 員

委 員